

ID: 141

担当部署: 環境課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例 第18条		
例規番号	令和7年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第18条の規定による。 (措置命令)</p> <p>第18条 町長は、小規模特定事業等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該小規模特定事業等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 町長は、小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が小規模特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等より安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 当該土砂等を当該小規模特定事業区域に搬入した者(前項に規定する者を除く。)</p> <p>(2) 前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をするのを助けた者</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日